

「下呂市感染症対策消耗品等購入支援事業」 Q & A (6/11 現在)

Q① 申請者は市民でなくともよいですか。

A① 市内に事業所があれば申請の対象となります。

Q② 市内に本店がない事業所でも申請できますか。

A② 申請できます。

Q③ 支店が複数ある場合、支店ごとに申請してもよいですか。

A③ 1事業者1回のみですので、まとめた申請となります。

Q④ 市の補助申請より、県ステッカー事業（新型コロナ対策実施店舗向けステッカー）への申し込みが先ですか。

A④ はい。先に県ステッカー事業に申し込んでください。ただし先に県に感染対策マニュアルを提出している一部事業者は、ステッカー事業に申請が不要な場合がありますので、その場合は申請書備考欄に記載してください。

Q⑤ 事業費が補助額上限分に足りないのですが、とりあえず申請してもよいですか。

A⑤ 申請しても構いませんが申請は1度きりです。追加申請はできませんのでご了承ください。

Q⑥ 体温計を購入したいが店に売っていません。斡旋してくれませんか。

A⑥ 申し訳ございませんが、補助対象となる経費・商品にかかる斡旋はできかねます。

Q⑦ 消耗品等とあるが「等」の品目は何か。

A⑦ 新型コロナウイルス感染症の予防や対策に効果がある商品であれば備品、機器でも対象となります。

Q⑧ 旅館を経営しているが申請できますか。

A⑧ 対象者要件を満たしている事業所であれば申請が可能です。

Q⑨ ウイルス対策の物品を作製するための材料費は補助対象となるか。

A⑨ 製作物の仕様書（設計図）等でどのように使われるかが分かる物を提出いただき、効果があると判断すれば対象となります。また、実績報告の際に完成品の写真を提出していただきます。

Q⑩ 客席を仕切るための衝立ではどういったものが対象になるのか。

A⑩ 飛沫感染防止のために効果のある衝立が対象になります。

そのため、すだれやブラインド等隙間があり、飛沫を防ぐ効果が弱い仕様のもは対象外となります。

Q⑪ 遑って申請する場合に、購入金額を証明するものを紛失してしまった。

A⑪ 申し訳ありませんが、金額（内訳）の確認ができないと申請することはできません。

Q⑫ 遑って申請する場合に、対象商品を使ってしまったので現物がありませんが申請できますか。

A⑫ 購入したことがわかる書類等があれば申請可能です。

Q⑬ 電気製品を申請対象とした場合に、それが感染症予防に効果があることはどのように確認しますか。

A⑬ ウイルスの増殖抑制効果が記載された性能評価書などの書類を添付していただきます。

Q⑭ 補助対象事業費での、「消費税」「振込手数料」「支払いの一部に特典ポイントを利用した場合」「仮想通貨」の扱いはどうか。

A⑭ 消費税は補助対象費に計上しても構いません。振り込み手数料・ポイント・仮想通貨による支払いは、補助対象事業費には計上できません。

Q⑮ クレジットカードでの支払いは対象か。

A⑮ クレジットカードでの支払いの場合、補助対象期間中に利用明細写し及び通帳の写し等にて引き落としが確認できる場合のみ対象となります。

なお、分割払いなど期間中に支払いが完了しない場合は対象とできません。

Q⑯ 経費の添付資料は、レシートでもよいか。

A⑯ 添付資料では、支払いを証明する資料（写し）、経費の明細が分かる資料（写し）が必要となります。支払いや明細を確認できるものとして、領収書やレシートが挙げられます。

また、クレジットカードで購入された際には、支払いを証明する資料として、クレジットカードの利用明細及び引き落とし日の確認できるもの（通帳の写し等）が必要です。

Q⑰ 添付資料に見積書とあるが、少額なものや市内小売店で販売されている消耗品では、見積書を準備することができないがどうすべきか。

A⑰ 申請いただく際には、費用の内訳を確認できる資料が必要となります。何をいくらで購入予定なのか不明な場合には、対象経費とすることができません。見積書が準備できない特別な理由がある場合でも、費用内訳（明細）を提出してください。

Q⑱ 市内にも店舗があるが、市外の店舗で使うための消耗品の購入は、対象になるか

A⑱ なりません。市内の事業所で使用される消耗品等のみ、対象となります。

Q⑲ エアコン等の取り付けの場合、工事費は対象となるか。また、取り換え工事の場合は対象となるか。

A⑲ 単に古いものを新しいものへ買い替える場合は補助対象外ですが、ウイルス抑制機能のない物からウイルス増殖抑制機能のある物への取り換えであることが明示的にできれば対象となる可能性がございます。

なお、工事を伴う場合は、実績報告時に工事前後の写真を提出していただきます。